



横 福 指 第 155 号

平成 27 年 (2015 年) 10 月 8 日

社会福祉法人 恵徳会
理事長 中野 登喜夫 様

横須賀市長 吉 田 雄 人



平成 27 年度社会福祉法人指導監査結果通知書

標記について、平成 27 年 9 月 16 日に実施いたしました下記法人に対する指導監査の結果、改善報告を求める指摘事項は認められませんでしたので通知いたします。

なお、現地において指導監査職員が口頭により申し上げた事項（別紙）につきましては、参考としてお送りいたします。

今後も適正な運営に努めていただくようお願いいたします。

【指導監査対象法人】

- ・ 社会福祉法人恵徳会

(事務担当 福祉部指導監査課指導監査第 3 係 TEL046-822-8411【直通】)

(別 紙)

口頭で指導・助言した事項

監査実施日 平成 27 年 9 月 16 日

法人名 社会福祉法人恵徳会

指導・助言事項	内 容	前回指摘の有無
経理規程について	<ul style="list-style-type: none">・ 経理規程について、出納職員が必置となっていない等、現在の状況に見合わない内容が見受けられました。現状に見合った形の経理規程に改めてください。その際には、全国社会福祉法人経営者協議会等から発表されているモデル経理規程等を参考にすることをお勧めします。	無
小口現金について	<ul style="list-style-type: none">・ 小口現金出納簿から、経理規程に定められた限度額 15 万円を上回る例が見受けられました。現在は改善されていますが、今後とも小口現金の限度額の取扱いにご留意ください。	無
契約書の管理について	<ul style="list-style-type: none">・ 委託契約の契約書について、現在は解約または期間満了となっているものが、現在も発効しているものと一緒に綴られていました。有効なものとは無効なものは別の綴りとするなど、混同しにくい管理をご検討ください。	無